

議案第九十八号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の五条を加える。

(徴収猶予に係る区の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第五条の二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、区長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 区長は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第四項の規定

による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第四項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る区の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 区長は、第二項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 区長は、第三項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第五条の三 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に關し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

- 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - 四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
 - 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
 - 5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 猶予期間の延長を受けようとする区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - 二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - 三 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
(職権による換価の猶予の手續等)

第五条の四 法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、各月(区長がやむを得ない事情があるとき)、区長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第五条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類
- 二 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第五条の五 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で

定める方法は、各月（区長がやむを得ない事情があるとき、区長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第五条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第五条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

三 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第五条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第五条の三第一項第六号に掲げる事項

二 第五条の三第五項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第四項第三号に掲げる事項

7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第五条の六 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が百万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第六条中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）を「法」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条第二項中「または」を「又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第二十一条中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）を「令」に改める。

第二十三条の三第四項中「第二百三条の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に改める。

第三十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「または」を「又は」に改め、同条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改め、「までに」の下に「住所、居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に

規定する個人番号をいう。第四十五条、第四十五条の二及び第六十三条において同じ。）を記載した」を加える。

第四十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改め、「規則で定める申請書に」を削り、「申告書」を「規則で定める申請書」に改め、同項第二号中「氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）」を「住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第六十三条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第四十五条の二第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改め、同項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第三項中「納期限前七日」を「納期限」に改める。

第六十三条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

付則第五条の前に見出しとして「（区民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第五条 法附則第七条第八項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第二十条の二第一項及び第二項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第二十二条第四項の規定による申告書の提出（第二十三条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第七条第八項から第十項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第八項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第七条第十項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第九項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところによ

り、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならぬ。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、法附則第七条第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第十一項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならぬ。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第七条第十三項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた区市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

付則第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第三項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第七条第十三項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第七条の二第四項に規定するところにより控除すべき額を、第二十条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

付則第六条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 法附則第三十条第一項第一号及び第二号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成二十八年年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ				
	三千九百円	千円		
	六千九百円	千八百円		
	一万八百円	二千七百円		
	三千八百円	千円		
	五千円	千三百円		

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第三十八条第一項

の規定の適用については、当該軽自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ				
	三千九百円			二千円
	六千九百円			三千五百円
	一万八百円			五千四百円
	三千八百円			千九百円
	五千円			二千五百円

3 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ	
三千九百円	三千円

第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「附則第三十条第一項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に、「初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ				
	三千九百円		四千六百円	
	六千九百円		八千二百円	
	一万八百円		一万二千九百円	
	三千八百円		四千五百円	
	五千円		六千円	

2 前項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港区特別区税条例第三十五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「納期限前七日」を「納期限」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「納期限」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「納期限前七日」を「納期限」に改める部分に限る。）、同条第四十五条の二第二項の改正規定（「納期限前七日」を「納期限」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条例付則第三条の五の二第一項の改正規定、同条例付則第五条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同条例付則第六条の改正規定、第二条の規定並びに付則第三条第一項、第四項及び第五項並びに第四条第二項の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第十六条第二項及び第二十三条の三第四項の改正規定、同条例第三十五条第二項及び第四十五条第二項の改正規定（「納期限前七日」を「納期限」に

改める部分を除く。）並びに同条例第四十五条の二第二項第一号及び第六十三条第一項第一号の改正規定並びに付則第三条第二項及び第三項、第四条第一項並びに第六条の規定
平成二十八年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第五条の次に五条を加える改正規定、同条例第六条及び第二十一条の改正規定並びに同条例付則第六条の二を削る改正規定並びに次条及び付則第五条の規定
平成二十八年四月一日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）第五条の二、第五条の三及び第五条の六（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「二十八年新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に申請される二十八年新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成二十七年改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十八年旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第五条の四及び第五条の六（二十八年新法第十五条の五第一項の規定による換価の

猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた二十八年旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第五条の五及び第五条の六（二十八年新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（区民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の区民税について適用し、平成二十六年分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十六条第二項の規定は、平成二十八年以後の年度分の区民税について適用し、平成二十七年分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十五条第二項の規定（「納期限」に係る部分を除く。）は、平成二十八年一月一日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の港区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第三十五条第二項に規定する申請書については、なお従前の例による。

4 新条例付則第五条の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成二十七年四月一日以後に

支出する新条例付則第五条第一項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

5 新条例付則第五条の二の規定は、平成二十八年度以後の年度分の区民税について適用する。
(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例第四十五条第二項の規定(「納期限」に係る部分を除く。)及び第四十五条の二第二項第一号の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出する新条例第四十五条第二項並びに第四十五条の二第二項及び第三項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第四十五条第二項並びに第四十五条の二第二項及び第三項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例付則第六条の規定は、平成二十八年度分の軽自動車税について適用する。
(たばこ税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、平成二十八年四月一日前に課した、又は課すべきであった旧条例付則第六条の二に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、新条例第四十九条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき二千九百二十五

円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき三千三百五十五円
三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき四千円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第五十条の三第一項から第四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条の三第一項	第三十四号の二様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）による改正前の地方税法施行規則（以下この条において「平成二十七年改正前の地方税法施行規則」という。）第四十八号の五様式
第五十条の三第二項	式 第三十四号の二の二様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の六様式
第五十条の三第三項	式 第三十四号の二の六様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の九様式
第五十条の三第四項	第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の五様式又は第四十八号の六様式

4 平成二十八年四月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第四十六条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成二十七年改正法附則第二十条第四項に規定する申告書を平成二十八年五月二日までに区長に提出しなければな

らない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日まで、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第四項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第八条、第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十条の三第四項	施行規則第三十四号の二の様式又は第三十四号の二の様式	平成二十七年改正法附則第二十条第四項の規定
第五十条の三第五項	第一項又は第二項	港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年港区条例第 号。第五十条の六及び第五十一条において「平成二十七年改正条例」という。）付則第五条第六項
第五十条の六	第五十条の三第一項又は第二項	平成二十七年改正条例付則第五条第五項

第五十一条第二項	当該各項	同項
法第四百七十三條第一項又は第二項	平成二十七年改正條例付則第五條第六項	

8

卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第四項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第五十条の四の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第五十条の三第一項から第三項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

9

平成二十九年四月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を

課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

10 第五項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	第五項		前項	第九項
	平成二十八年五月二日	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項	平成二十九年五月一日
日	平成二十八年九月三十日			平成二十九年十月二日

第七項の表以外の部分	第四項 から前項まで	第九項 、第五項及び前項
第七項の表第五十条の三第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第五十条の三第五項の項	付則第五条第六項	付則第五条第十項において準用する同条第六項
第七項の表第五十条の六の項	付則第五条第五項	付則第五条第十項において準用する同条第五項
第七項の表第五十一条第二項の項	付則第五条第六項	付則第五条第十項において準用する同条第六項
第八項	第四項	第九項

平成三十年四月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これ

らの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされ、当該たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき六百四十五円とする。

12 第五項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項の表以外の部分	第六項	第五項		
		前項	第十一項	
第四項	平成二十八年九月三十日	平成二十八年五月二日	附則第二十条第四項	第十一項
		平成三十年五月一日	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項	
第十一項	平成三十年十月一日			

					から前項まで	、第五項及び前項
	第七項の表第五十条の三第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項			
	第七項の表第五十条の三第五項の項	付則第五条第六項	付則第五条第十二項において準用する同条第六項			
	第七項の表第五十条の六の項	付則第五条第五項	付則第五条第十二項において準用する同条第五項			
	第七項の表第五十一条第二項の項	付則第五条第六項	付則第五条第十二項において準用する同条第六項			
第八項		第四項	第十一項			

平成三十一年四月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が

小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき千二百六十二円とする。

14 第五項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項の表以外の部分		第五項		前項	第十三項
		第六項	平成二十八年五月二日	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
から前項まで	第四項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年四月三十日	第十三項	、第五項及び前項

第七項の表第五十条の三第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
第七項の表第五十条の三第五項の項	付則第五条第六項	付則第五条第十四項において準用する同条第六項
第七項の表第五十条の六の項	付則第五条第五項	付則第五条第十四項において準用する同条第五項
第七項の表第五十一条第二項の項	付則第五条第六項	付則第五条第十四項において準用する同条第六項
第八項	第四項	第十三項

(入湯税に関する経過措置)

第六条 新条例第六十三条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第六十三条第一項の規定による申告については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がありますため、本案を提出いたします。